

2007年11月12日

太陽光発電協会

「東京都気候変動対策」に対する第2回ステークホルダーミーティング
への追加意見

1. 地球温暖化対策制度の強化について

東京都が率先して2020年までに、2000年比-25%を明確に掲げていることで広く市民が参加する目標が定まり、地球温暖化対策を身近な問題として社会的な議論が行われ具体的な施策が実行されることを期待致します。

1) 総量規制については、

産業界では、京都議定書での目標達成を目指して、自主行動計画の削減目標を積み重ねており、総量規制の導入にはこれらの努力を配慮した対策が必要。

又、実際の制度履行段階での透明性が十分に確保されるとともに、積極的に削減に取り組む事業者には経済メリットを与えるしくみが重要と考えます。

2) 実質的な排出量取引の仕組み

自主行動計画の削減計画を基本とし、大規模工場、事業所等における省エネルギー対策についても徹底した削減努力を行っていることは高く評価できるが、2020年を見通した25%の削減目標達成には、排出原単位での努力や、省エネルギー対策の限界が見えてくると思慮しています。

具体的な、制度設計にもよりますが、省エネルギー努力を行った事業者に配慮した目標設定枠と、排出量取引の具体的な制度設計を行っていくことが必要と考えます。排出量取引が、絶対的な手法とはいえませんが、閉塞した状態から抜け出すには、あらたな仕組みによる温暖化対策が必要と考えます。

(国際的な枠組のなかでは、EU・米国・カナダの11州が、温暖化ガスの排出権取引の制度共通化に向けて動き出しているなかで、東京都が、国に先駆けて検討することは、ひろく都民が社会システムとして、この制度について公的な議論を巻き起こすことになり、新しい制度設計には重要なステップ)

2. 建築物環境計画制度について

1) 住宅用途以外の再生可能エネルギー（太陽エネルギー）の拡大

再生可能エネルギーの、初期導入については、導入施策が必要であり、太陽光発電の市場が生まれれば、コスト低減化が促進されると考えている。

省エネルギーに比較して、太陽光発電（再生可能エネルギー）の環境価値や、導入波及効果が十分に評価されているとはいえない現状がある。排出量取引のなかで、このような価値を生かすことも導入拡大の方策と考える。

2) 住宅用途の太陽エネルギーについて

太陽光発電利用拡大会議でも、主張しているとおり、民生・家庭部門での、地球温暖化対策には、居住者自らのライフスタイルの見直しや省エネルギー管理の意識高揚が非常に重要であり、これらの行動を誘発する太陽光発電の導入は極めて

有効と考えている。

特に、各家庭が、再生可能エネルギーを自家消費している場合には、その環境価値がグリーン証書等で価値化されることで、普及のインセンティブになると想定している。

尚、上記の意見に関しては、当発電協会に参加されている電力各社とは意見合意の形成がなされていないことを申し添えさせていただきます。

以上